

奈良県告示第四百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五
十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があつた。

平成二十四年七月二十日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	中西 隆之
施術所の名称及び所在地	ひのうえ鍼灸整骨院 磯城郡田原本町秦庄四三五―六
廃止年月日	平成二十四年五月一日